

国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。</p> <p>(基本年俸)</p> <p>第4条 年俸制適用職員の基本年俸は、<u>別表</u>の基本年俸俸給表（以下「<u>別表</u>」という。）に掲げる号俸による。</p> <p>2 労働契約の期間が1年に満たない年俸制適用職員の基本年俸は、<u>別表</u>に掲げる号俸により決定される基本年俸額を基礎とし、当該期間に応じた額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(号俸等の決定)</p> <p>第5条 年俸制適用職員の基本年俸の号俸は、<u>別表</u>に掲げる号俸のうち、別に定める号俸の範囲内で決定するものとする。</p> <p>2 前項の基本年俸の号俸は、年俸制適用職員が55歳に達するまでの間、必要に応じて、調整することができるものとする。</p> <p>3 給与規程等関係法令が改正された場合には、必要に応じて、第1項の基本年俸の号俸を調整するものとする。</p> <p><u>4 前3項の規定による号俸の決定のほか、年俸制適用職員（第2条第2号に規定する者を除く。）の業績評価に応じ、別に定める号俸の範囲内で号俸を調整するものとする。</u></p> <p>5 <u>前4項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、役員会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>別表</u>に掲げる号俸によらず、個別に基本年俸額を決定する場合</p>	<p>本則</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸、<u>業績年俸(第2条第2号に規定する者を除く。)</u>及び諸手当とする。</p> <p>(基本年俸)</p> <p>第4条 年俸制適用職員の基本年俸は、<u>別表第1</u>の基本年俸俸給表（以下「<u>別表第1</u>」という。）に掲げる号俸による。</p> <p>2 労働契約の期間が1年に満たない年俸制適用職員の基本年俸は、<u>別表第1</u>に掲げる号俸により決定される基本年俸額を基礎とし、当該期間に応じた額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(号俸等の決定)</p> <p>第5条 年俸制適用職員の基本年俸の号俸は、<u>別表第1</u>に掲げる号俸のうち、別に定める号俸の範囲内で決定するものとする。</p> <p>2 前項の基本年俸の号俸は、年俸制適用職員が55歳に達するまでの間、必要に応じて、調整することができるものとする。</p> <p>3 給与規程等関係法令が改正された場合には、必要に応じて、第1項の基本年俸の号俸を調整するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、役員会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>別表第1</u>に掲げる号俸によらず、個別に基本年俸額を決定する場合</p>	

<p>(新設)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(業績年俸)</p> <p>第5条の2 業績年俸は、前年度の業績に対する評価結果（以下、「業績評価結果」という。）に応じて、別表第2に掲げる業績年俸号俸数の範囲内とし、かつ、予算の範囲内で学長が決定する。</p> <p>2 別表第2に掲げる業績年俸号俸の1号俸当たりの額は、240,000円とする。</p> <p>3 業績年俸は、一時金とし、毎年7月17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給する。ただし、業績評価結果が業B又は業Cの場合は、基本年俸の号俸を調整する。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>(表は省略)</p> <p>別表第2(第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1075 837 1881 1093"> <thead> <tr> <th>業績評価結果(標語)</th> <th>業績年俸号俸数の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業SS：非常に優れた業績をあげている</td> <td>1号俸以上10号俸以下</td> </tr> <tr> <td>業S：優れた業績をあげている</td> <td>1号俸以上5号俸以下</td> </tr> <tr> <td>業A：業績をあげている【標準値】</td> <td>0号俸</td> </tr> <tr> <td>業B：業績が一部不足している</td> <td>-5号俸以上-1号俸以下</td> </tr> <tr> <td>業C：業績が不足している</td> <td>-10号俸以上-1号俸以下</td> </tr> </tbody> </table>	業績評価結果(標語)	業績年俸号俸数の範囲	業SS：非常に優れた業績をあげている	1号俸以上10号俸以下	業S：優れた業績をあげている	1号俸以上5号俸以下	業A：業績をあげている【標準値】	0号俸	業B：業績が一部不足している	-5号俸以上-1号俸以下	業C：業績が不足している	-10号俸以上-1号俸以下	
業績評価結果(標語)	業績年俸号俸数の範囲													
業SS：非常に優れた業績をあげている	1号俸以上10号俸以下													
業S：優れた業績をあげている	1号俸以上5号俸以下													
業A：業績をあげている【標準値】	0号俸													
業B：業績が一部不足している	-5号俸以上-1号俸以下													
業C：業績が不足している	-10号俸以上-1号俸以下													

附 則(平成28年10月17日経規程第42号)

- 1 この規程は、平成28年10月17日から施行する。
- 2 施行日から平成29年3月31日までの間における第5条の2第3項の規定の適用については、同項中「毎年7月17日」とあるのは「11月17日」とする。